

3, 1日分の利用料の算出例

【標準教育の場合】
 (例) 朝 8:00 登園 帰り 18:30 迎え

※保育利用時間
 (朝…0.5時間) + (午後…4時間) ≒ 5時間 (端数切り上げ)

※料金
 保育料 50円 × 5時間 = 250円
 基本料 100円 + 100円 = 200円

} 450円 / 1日

【午前教育の場合】
 (例) 朝 8:30 登園 帰り 17:30 迎え

※保育利用時間
 (朝…0時間) + (12時以降…5.5時間) ≒ 6時間
 (端数切り上げ)

※料金
 保育料 50円 × 6時間 = 300円
 基本料 100円

} 400円 / 1日

【土曜保育の場合】
 (例) 朝 9:00 登園 帰り 18:00 迎え

※保育利用時間
 9時間

※料金
 保育料 50円 × 9時間 = 450円
 基本料 300円

} 750円 / 1日

4, 注文給食について

「午前教育」「土曜保育」「長期休み」等における通常給食がない日に1食350円で給食を提供します。

・注文の受付…「土曜保育」での注文給食は、土曜保育申込書にて、前の週の水曜日までに申し込みをしてください。

「午前教育」については園だよりに申し込み締め切日を記載しますので、注文給食申込書にて申し込んでください。

「長期休み」の申し込み締め切りは随時お知らせします。

・アレルギー除去給食の注文可能な日

	提供の可否
土曜保育 (長期休み中も含む)	×
午前教育・長期休み (土曜日を除く)	○

※締め切りを過ぎてからの注文、キャンセルは食材発注の都合上お受けできません。

※代金については、次月に銀行振替となります。

5、保育の必要性認定について

1号認定子ども（満3歳児は住民税非課税世帯のみ）であって、保護者のいずれもが次の要件のいずれかに該当し、保育の必要性が認められた子ども

- ① 月48時間以上就労している。
- ② 妊娠中または出産後間もない（産前8週、産後8週）
- ③ 疾病、負傷、又は身体若しくは精神に障害を有する
- ④ 同居の親族を常時介護又は看護している
- ⑤ 災害復旧にあっている
- ⑥ 求職活動中（90日まで）
- ⑦ 虐待やDVの恐れがあると認められる
- ⑧ 就学している
- ⑨ 育児休業中で、育休対象以外の児童が保育所等に在園している場合（育児休業の対象の子が1歳に達するまで） 等

6. 補助額

利用日数等に応じて、月額11,300円（満3歳児の住民税非課税世帯は、月額16,300円）まで補助されます。

- | | | |
|--|---|--------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">① 月額11,300円（または16,300円）② 一月の利用日数×450円、③ 施設に支払った月の利用料 | } | ①から③を比較していずれか低い額が補助されます。 |
|--|---|--------------------------|

7. 補助に必要な手続き（盛岡市）

- ① 「子育てのための施設等利用給付（保育の必要性）認定申請書」及び添付書類をお住まいの盛岡市に（在籍している施設を経由して）提出します。
- ② 要件に合えば、盛岡市から「施設等利用給付（保育の必要性）認定」が通知されます。
- ③ 認定こども園等の施設で預かり保育等を利用します。
- ④ 利用料を施設に支払い、施設から「領収書」及び「保育提供証明書」が発行されます。
- ⑤ 施設から発行された「領収書」及び「保育提供証明書」を添付して、「施設等利用費請求書」を提出します。（年に3～4回程度請求手続きが必要となる予定）
- ⑥ 盛岡市において算定された月額上限11,300円までの範囲の補助額が保護者の口座に振り込み（償還払い）されます。

※滝沢市の場合は、滝沢市児童福祉課にて、手続きを行います。

5、ワゴンの送迎について

- ・2021年3月31日まで、長期休み中の平日は、ワゴンによる送迎を行います。ご希望の方はご相談下さい。